

施設等における感染症等発生時(疑いを含む)の連絡・報告について

市内の保育園や高齢者施設において感染症又は食中毒が発生し（疑いを含む）、その規模等が以下の「報告基準」を満たす場合は、嘱託医に連絡の上、貴施設の所管課だけでなく、保健所感染症対策担当への報告を併せてお願いします。

高齢者、乳幼児、障害者等は免疫機能の低下により感染症に罹患した場合、成人に比べて重篤になる割合が高く、また集団生活では感染が拡大しやすいことから、感染症発生時には迅速で適切な対応が特に求められるため、保健所への報告をよろしくお願いします。

1 報告基準

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、保健所予防課まで報告をお願いします。

- (1) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の呼吸器感染症については、症状を発症した方が、のべ10名以上または全利用者の半数以上となり、かつ、施設内感染が否定できない場合（確定診断の有無は問わない）

(2) ノロウイルス・ロタウイルス等の消化器感染症については、同一の消化器感染症（疑い含む）を3名以上の方が発症し、かつ、施設内感染が否定できない場合（確定診断の有無は問わない）

(3) 入院するなど重篤患者が発生した場合

2 報告様式

ノロウイルス等の感染性胃腸炎（疑い含む）	様式1・2・3
インフルエンザ・新型コロナ等感染症（疑い含む）	様式2・4・5

3 報告時期

「報告基準」に該当することが判明次第、当日中（土日祝の場合は翌開庁日中）に報告してください。保健所への報告は、「ファクス」または「電子メール」にてお願いします。

4 その他

報告様式は、姫路市ホームページに掲載していますのでダウンロードしてご使用ください。

問い合わせ先
姫路市保健所 予防課 感染症担当
Tel : 079-289-1721
Fax : 079-289-0210
Mail : hokensho-boeki@city.himeji.lg.jp